

# アメリカの NPO 税制の構造と実態

塚 谷 文 武

## 1 アメリカの非営利組織（Nonprofit organization）を支える租税システム

アメリカでは、非営利組織（Nonprofit organization, 以下 NPO）の活動が経済社会に深く浸透している。アメリカの NPO には、美術館や博物館などの芸術文化 NPO から、病院や看護施設、血液バンクなどの医療 NPO、ハーバード大学に代表される大学などの高等教育機関や図書館などの教育 NPO がある。また、住宅の供給、ホームレス向けのシェルターの提供、職業訓練サービスなどの個人や家族向けのサービスを NPO が提供している。このような NPO の活動に対して、アメリカでは様々な税制上の優遇措置が認められている。その租税システムによって NPO の事業活動が支えられ、アメリカ経済社会において必要不可欠な存在となっている。本稿では、このようなアメリカ社会における NPO の重要性を踏まえて、NPO の事業活動を支えている税制上の優遇措置の構造と実態について分析する。

内国歳入庁（Internal Revenue Service）に2009年時点で登録されている NPO の数は、177万件である。これらの NPO の活動は、国内総生産（GDP）の約5.0%、アメリカ国内で支払われる賃金や給与総額の8.1%を占めている<sup>1)</sup>。アメリカの代表的な NPO 研究者であるサラモン（1999）が指摘するように、アメリカ経済社会において「NPO は、個人のイニシアティブによる公共財の供給という不可欠の国民的価値を例証し、具現するものとしての重要な役割を果たしているのである<sup>2)</sup>」。つまり、このような価値観を基盤としてアメリカでは様々な公共サービスが NPO によって提供されており、その活動を租税優遇措置によって支援している。具体的には、NPO の重要な収入源のひとつである寄付金について、個人が内国歳入法第501条(c)項(3)号に規定される法人格を有する団体に寄付をした場合に、寄付金の一部を連邦個人所得税から所得控除することが税制上認められている。また、法人の寄付活動に対しても租税優遇措置が認められており、税制を通して NPO の活動を支援する制度的な枠組みが形成されている。

アメリカの NPO 税制の先行研究である岩田（2002）では、NPO に関する税制として寄付税制を中心に、法人の非関連事業所得への課税も含めて検討し、日本の NPO 税制との違いを明らかにしている。一方、跡田（2002）では、日本、アメリカ、イギリスの NPO に関する制度の比較と、寄付税制の理論的根拠及び構造について検討したうえで、税制が寄付行動に対してインセンティブ効果をもっていることが明らかにされている。しかし、これまでの先行研究では、第1に、NPO 税制のなかでも連邦個人所得税における寄付税制の構造などを中心に分析されており、連

邦法人所得税，連邦贈与税，連邦遺産税を含めた寄付税制の全体像については分析されていない。第2に，連邦個人所得税をはじめとした寄付税制の実態については詳細に分析されていない。これらの点が明らかにされることで，アメリカの NPO に対して認められている租税優遇措置の全体像とその実態が明らかにされる。

本稿の構成として，第1に，アメリカにおける NPO の定義とその実態を分析し，NPO の活動を支える重要な収入源である寄付金の実態を分析する。第2に，連邦税制において認められている NPO に対する租税優遇措置として，内国歳入法第501条(c)項(3)号団体に対する免税措置や，寄付者に対する優遇措置の構造を明らかにする。第3に，寄付者に対する租税優遇措置を中心にその実態について明らかにする。

## 2 アメリカにおける NPO の実態と収入源

### (1) NPO の定義と実態

アメリカにおいて NPO は，以下のように定義される。内国歳入法第501条(c)項に規定される法人格を有する団体であり，利益を関係者間で分配しない団体である。アメリカの NPO の活動は，広範囲に及んでおり経済活動に占めるウエイトも高くなっている。第1に，NPO の活動は，2006年の国内総生産（GDP）において6661億ドルに達し，GDP 全体の約5.0%を占めている。第2に，NPO の事業活動に従事する被用者に支払われる賃金総額は4894億ドルで，アメリカ国内の支払賃金総額全体の約8.1%を占めている。この金額は，アメリカにおいて政府が雇用する被用者に支払われる総額の5割を超える規模になっている。第3に，NPO に従事する被用者の数は，1998年の1110万人から2005年には1292万人に16.4%増加している。産業別でみると，保健及び福祉 NPO と教育 NPO に従事する被用者の割合が多くなっている。（表—1）その結果，2005年には全雇用者数（農業を除く）<sup>3)</sup>に対する割合が，9.7%に上昇している。

表—2は，第501条(c)項団体（tax-exempt organization）数の内訳を表している。2009年時点で内国歳入庁（IRS）に登録されている第501条(c)項団体の数は，177万件である。1998年時点では131万件であり，この11年間で35.2%増加していることになる。<sup>4)</sup>そのなかでも，第501条(c)項(3)号に該当する団体数は124万件であり，全体の69.9%を占めている。第501条(c)項(3)号に該当する団体については，個人及び法人企業等が寄付をする場合に，寄付金を所得控除することが認められている。これらの団体は，狭義の NPO とも呼ばれている。

第501条(c)項(3)号団体には，主に2つの種類がある。パブリック・チャリティ（Public Charity）と民間財団（Private Foundation）である。パブリック・チャリティは，第501条(c)項(3)号団体に該当し，かつ内国歳入法第509条(a)項(1)号，(2)号，(3)号，(4)号の条件を満たす団体である。主な団体として，宗教団体，病院，教育，芸術文化団体，政府補助金・民間寄付金を受けている団体が含まれる。一方，民間財団には，カーネギー財団やロックフェラー財団などがある。パブリック・チャリティの数は，2005年時点で87万件であり，NPO 全体144万件の約60%を占めている。1995年の57万件から53.0%増加している。<sup>5)</sup>

内国歳入庁（IRS）に登録されているパブリック・チャリティは，第1に，社会福祉 NPO の

表一 1 NPOの雇用者数（産業別）

産業分類	1998年	構成比(%)	2005年	構成比(%)	伸び率(%)
農業, 林業, 漁業	11,900	0.1	12,211	0.1	2.6
公益事業	4,131	0.0	6,875	0.1	66.4
運輸, 倉庫業	1,272	0.0	1,833	0.0	44.1
情報関連業	32,354	0.3	36,602	0.3	13.1
金融, 保険業	72,829	0.7	86,548	0.7	18.8
不動産, 賃貸業, リース業	2,986	0.0	2,910	0.0	-2.5
専門, 科学, 技術サービス	119,255	1.1	167,560	1.3	40.5
行政サービス, 廃棄物管理業	25,311	0.2	21,476	0.2	-15.2
教 育	1,972,039	17.8	2,335,466	18.1	18.4
保健, 福祉	5,941,902	53.5	6,999,312	54.2	17.8
芸術, エンターテインメント, レクリエーション	403,242	3.6	481,755	3.7	19.5
収容設備, 食料品サービス	12,730	0.1	17,902	0.1	40.6
その他サービス(政府サービスを除く)	2,500,681	22.5	2,751,202	21.3	10.0
合 計	11,100,632	100.0	12,921,652	100.0	16.4

(出所) Kennard (2008), Nonprofit Almanac 2008より作成。

表一 2 アメリカの免税団体数（2009年）

1986年内国歳入法コード		登録件数	構成比(%)
501(c)(1)	公共法人	162	0.01
501(c)(2)	免税団体資格保有法人	7,170	0.4
501(c)(3)	宗教, 慈善及び類似団体	1,238,201	69.9
501(c)(4)	市民団体, 社会活動団体の地域従業員団体	137,276	7.7
501(c)(5)	労働団体, 農業団体	62,462	3.5
501(c)(6)	商工会, 商工会議所, 事業者団体	90,908	5.1
501(c)(7)	親睦団体	76,243	4.3
501(c)(8)	友愛団体	63,097	3.6
501(c)(9)	任意従業員共済団体	11,867	0.7
501(c)(10)	宿泊施設利用型友愛団体	21,279	1.2
501(c)(12)	地方共済生命保険団体	6,878	0.4
501(c)(13)	共同埋葬・霊園法人	11,720	0.7
501(c)(14)	州認可信用組合・相互信用組合	3,443	0.2
501(c)(15)	小規模相互保険会社・組合	1,915	0.1
501(c)(19)	退役軍人団体	37,878	2.1
501(c)(25)	年金などのための持株会社	1,171	0.1
合 計		1,771,670	100.0

(出所) Internal Revenue Service, SOI Tax Stats-Tax-Exempt Organizations and Nonexempt Charitable Trusts-IRS Data Book Table 25 より作成。

表-3 パブリック・チャリティ数の推移

	1995年		2005年		1995年—2005年
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	増加率(%)
芸術、文化	21,277	11.4	35,840	11.5	68.4
芸術団体	7,284	3.9	12,416	4.0	70.5
その他	8,996	4.8	14,808	4.8	64.6
教育	30,509	16.3	57,991	18.7	90.1
初等, 中等教育機関	7,678	4.1	11,675	3.8	52.1
その他	17,437	9.3	36,029	11.6	106.6
環境等	6,088	3.3	13,399	4.3	120.1
医療、保健	32,289	17.3	41,243	13.3	27.7
病院, 一次治療施設	4,992	2.7	5,045	1.6	1.1
精神保健	6,990	3.7	8,496	2.7	21.5
特定疾患	6,057	3.2	9,463	3.0	56.2
その他	9,244	4.9	11,983	3.9	29.6
社会福祉	63,528	34.0	100,436	32.3	58.1
雇用, 職業関連	3,036	1.6	3,872	1.2	27.5
住宅, シェルター供給	9,855	5.3	15,882	5.1	61.2
レクリエーション, スポーツ	11,904	6.4	24,519	7.9	106.0
青少年サービス	5,372	2.9	7,016	2.3	30.6
居住管理	4,654	2.5	5,388	1.7	15.8
自立支援サービス	5,920	3.2	7,813	2.5	32.0
その他	6,948	3.7	10,766	3.5	55.0
国際, 外交	2,471	1.3	5,075	1.6	105.4
公的援助, 社会的援助	21,440	11.5	37,677	12.1	75.7
地域開発	8,289	4.4	14,607	4.7	76.2
社会奉仕	8,038	4.3	14,595	4.7	81.6
宗教等	9,242	4.9	18,600	6.0	101.3
その他(未分類)	194	0.1	422	0.1	117.5
合計	187,038	100.0	310,683	100.0	

(出所) Kennard (2008), Nonprofit Almanac 2008 より作成。

100,436件(全体の32.3%)が最も多く、住宅及びシェルターの供給を担うNPOなどが含まれている。第2に、教育NPOの57,991件(18.7%)が多く、第3に、医療及び保健NPOが41,243件(13.3%)となっている。(表-3)つまり、第501条(c)項(3)号団体の約6割を占めるパブリック・チャリティが供給するサービスは、主に福祉サービスや教育、保健及び医療関連のサービスということになる。

## (2) NPOの収入源としての寄付金の実態

アメリカのNPOの事業活動を支えている最も大きな収入項目は、使用料や事業収入などの事業活動から得られる収入である。2005年では、その金額が5900億ドルでNPOの収入全体の49%を占めている。第2の項目としては、政府からの補助金が3510億ドルとなり収入全体の29%を占める。第3の項目が民間寄付金（private contributions）で、1438億ドルとなり収入全体に占める割合は12%である。<sup>6)</sup>

NPOのなかでもパブリック・チャリティレベルでの収入構造をみたのが、表—4である。芸術文化NPOと環境等のNPOであれば、民間寄付金が全収入の約4割から約5割を占めている。一方で、教育NPOや医療・保健NPO、社会福祉NPOは、収入源の多くを事業収入によって賄っている。とりわけ、教育NPOのなかでも、大学などの高等教育における授業料（tuition）収入が収入源の大部分を占めている。

このように、アメリカにおけるNPOではパブリック・チャリティの分野によって収入構造が大きく異なっている。そのなかでも、特に芸術文化NPOと環境等のNPOを中心とした事業活動を資金面で支えているのが、民間からの寄付金である。アメリカにおける2009年の寄付金総額は、3038億ドルである。それらの寄付金の寄付主体別の内訳をみると、個人（individuals）が2274億ドルであり寄付金全体の74%を占めている。次に、財団（foundations）が384億ドル（13%）、遺産の寄贈（bequests）が238億ドル（8%）、企業（corporations）からの寄付金が141億ドル（5%）となっている。すなわち、アメリカのNPOの資金源である民間寄付金の大部分は、個人

表—4 パブリック・チャリティの収入構造（分野別，2005年）

	芸術，文化		教 育		環 境 等	
	金額(百万ドル)	構成比(%)	金額(百万ドル)	構成比(%)	金額(百万ドル)	構成比(%)
公的支援	14,585.8	53.3	50,481.7	26.8	7,241.8	62.1
民間寄付金	11,156.2	40.8	28,056.5	14.9	5,599.6	48.0
政府補助金	3,429.6	12.5	22,425.3	11.9	1,642.2	14.1
使用料，事業収入	8,552.9	31.3	105,202	55.9	2,929.5	25.1
投資所得	2,111	7.7	26,591	14.1	676.9	5.8
収入合計	27,355	100.0	188,178.2	100.0	11,657.6	100.0

	医療，保健		社会福祉		国際，外交関連	
	金額(百万ドル)	構成比(%)	金額(百万ドル)	構成比(%)	金額(百万ドル)	構成比(%)
公的支援	49,708.2	7.40	57,831.5	39.0	20,355.5	89.2
民間寄付金	26,964.4	4.01	24,260.6	16.4	15,357.8	67.3
政府補助金	22,743.8	3.38	33,570.9	22.7	4,997.8	21.9
使用料，事業収入	588,186.4	87.51	78,702.8	53.1	1,739.7	7.6
投資所得	19,607.2	2.92	4,239.1	2.9	495.1	2.2
収入合計	672,131.1	100.00	148,099.3	100.0	22,827.3	100.0

（出所） Kennard (2008), Nonprofit Almanac 2008 より作成。

からの寄付金である。そして、アメリカ経済社会においてこのような個人を中心とした寄付活動を制度として支えているのが、連邦税制において認められているNPOに関連する租税優遇措置である。アメリカでは政府の補助金という直接的な支出と同時に、租税システムを通じて個人や法人の寄付活動を促進するメカニズムが形成されている。

以下では、節を改めて連邦税制において認められているNPOに対する租税優遇措置の構造について明らかにする。

### 3 アメリカのNPO税制の構造

アメリカでは、NPOの活動を支えるために、連邦税制において様々な優遇措置が認められている。内国歳入法第501条(c)項(3)号団体への免税措置、連邦個人所得税における寄付金控除、法人企業の寄付金に対する控除、連邦贈与税及び連邦遺産税における控除などである。本節では、これらのNPO税制の構造について詳しく分析する。<sup>8)</sup>

#### (1) 内国歳入法第501条(c)項(3)号団体に対する租税優遇措置

内国歳入法第501条(c)項(3)号団体であるパブリック・チャリティ(Public Charity)と民間財団(Private Foundation)にはそれぞれ租税優遇措置が認められている。

パブリック・チャリティに対する税制の特徴として、関連収益事業からの所得及び投資収益に対しては、免税とされる。ただし、内国歳入法第501条(b)項の規定により、第501条(c)項(3)号団体が本来の目的に関連しない事業(非関連事業)から得る所得については、課税対象とされ通常の法人税率が適用される。その団体に関連する事業か関連しない事業かの判断は、当該事業がその団体の活動目的に関連するか否かで判断される。<sup>9)</sup>一方、民間財団に対しては、パブリック・チャリティと比較して租税優遇措置が制限されている。それは、民間財団がタックスシェルター(tax shelter)として利用されるケースが多発し、租税回避行動を制限するためである。具体的には、民間財団には特定の行為に対して行為税(excise tax)が課税される。課税の対象となるのは、民間財団の投資所得や、民間財団と直接及び間接に利益をもつ不適格者(disqualified person)との間の自己取引(self-dealing)などである。

#### (2) 寄付者に対する租税優遇措置

##### 連邦個人所得税における寄付金控除制度

アメリカでは、1917年以来連邦個人所得税において寄付金控除制度が認められている。元来、アメリカでは慈善団体や地縁団体などがアメリカ社会を構成する基盤として存在していたが、この時期にそれらの団体への寄付者に対して租税優遇措置が形成された。それ以降、現代史のなかで2度の世界大戦やニューディール期における所得税の大衆課税化と累進性の強化によって租税負担率が不可逆的に上昇していた。それは同時に、限界税率の高い富裕層にとって寄付金控除などの租税優遇措置の減税効果が高まり、寄付行為に対する税制上のインセンティブが高まったことを意味していたのである。<sup>10)</sup>

アメリカ連邦個人所得税における寄付金控除制度を検討するうえで、連邦個人所得税の算出プロセスを確認しておこう。第1に、所得 (income) から総所得除外項目 (items specifically excluded from gross income) が差引かれる。これらの項目が除外された総所得 (gross income) から控除されて算出されるのが、調整総所得 (adjusted gross income, AGI) である。後述するように、この調整総所得 (AGI) が寄付金控除の上限額の基準となる。第2に、この調整総所得 (AGI) を基準として、調整総所得 (AGI) が算出される前段階に控除される項目を調整総所得前控除 (deductions for adjusted gross income, above the line deductions) とし、調整総所得 (AGI) が算出された後の段階で控除される項目を調整総所得後控除 (deductions from adjusted gross income, below the line deductions) として認めている。調整総所得前控除には、適格退職給付の積立金 (qualified retirement plan) や高等教育費 (higher education expenses) がある。これらの項目を総所得から差引いて調整総所得 (AGI) が算出される<sup>11)</sup>。第3に、調整総所得後控除について、個人の納税者は標準控除 (standard deduction) と項目別控除 (itemized deductions) のいずれかを選択し、調整総所得 (AGI) から控除することが認められている。標準控除が選択された場合には、単身者及び夫婦合算申告等の申告資格に応じて一定額を控除することができる。

第4に、それに対して項目別控除が選択された場合には、医療費 (medical and dental expenses) や支払利息 (interest expenses) などの項目とともに、慈善寄付金 (charitable contributions) の控除が認められている。連邦個人所得税における寄付金控除制度は、寄付金控除の対象となるNPOのうち、寄付するNPO及び寄付の形態によって控除限度額が異なる構造となっている。(表-5) パブリック・チャリティへの寄付金に対する控除の特徴として、寄付形態が現金の場合には、調整総所得 (AGI) の50%を上限額として、その金額を寄付金控除額として所得控除することができる。同様に、資産の所有期間が1年を超える長期保有資産を寄付した場合には、寄付時点の適正な市場価格を寄付する金額とし、調整総所得 (AGI) の30%を上限として所得控除を認めている。また、棚卸資産や芸術品などの所有期間が1年以下の短期保有資産については、取得価格または簿価を寄付金額として、調整総所得 (AGI) の50%を控除の上限としている。

次に、寄付するNPOが民間財団である場合には、以下のように控除額の上限が定められている。まず、現金の場合であれば事業型の民間財団への寄付金は調整総所得 (AGI) の50%、非事業型の民間財団への寄付金は調整総所得 (AGI) の30%を上限としている。つぎに、長期保有資

表-5 連邦個人所得税における寄付金控除制度の概要

	パブリック・チャリティ		民間財団			
			事業型		非事業型	
寄付形態	控除額 の上限	金額の評価方法	控除額 の上限	金額の評価方法	控除額 の上限	金額の評価方法
現金	50%	—	50%	—	30%	—
長期保有資産	30%	寄付時点の市場価格	30%	寄付時点の市場価格	20%	寄付時点の市場価格
短期保有資産	50%	取得価格または簿価	50%	取得価格または簿価	30%	取得価格または簿価

(備考) 寄付金控除額の限度額は、調整総所得 (AGI) に対する割合。

(出所) 内国歳入法 (Internal Revenue Code), Internal Revenue Service, Your Federal Income Tax For Individuals Publication 17 より作成。

産については、事業型の財団であれば取得価格又は簿価を寄付金額として調整総所得(AGI)の30%とし、非事業型の財団であれば調整総所得(AGI)の20%を上限としている。一方、短期保有資産を寄付する場合には、事業型の財団であれば取得価格又は簿価を寄付金額として調整総所得(AGI)の50%を原則とし、非事業型の財団であれば調整総所得(AGI)の原則30%を控除額の上限としている。ただし、これらの控除額の上限を超えた金額については、税制上5年間の繰越し(carry forward)が認められている。

#### 連邦法人所得税における寄付金控除

アメリカの連邦税制においては、法人企業の寄付金についても租税優遇措置が認められている。連邦法人所得税額を算定するうえでは、総収入が算定され、総収入から損金として、控除(allowable deductions)項目と支出関連(expenditure)項目が控除され、課税所得(taxable income)が算定される。控除項目としては、役員報酬や減価償却費、年金費用などとともに、法人企業が支出する慈善寄付金の控除が認められている。ただし、法人企業の寄付金控除の上限額については、以下の複雑な税制上の計算が必要となる。第1に、寄付金控除の限度額は課税所得(taxable income)の10%を上限として定められている。しかし、第2に、寄付金控除の基準となる課税所得額は、次の項目が適用されないで算定されるもので、通常の課税計算上の課税所得とは異なっている。第3に、その項目には寄付金控除、受取配当控除、課税年度内に繰戻された欠損金(net operating loss)、課税年度内に繰戻されたキャピタル・ロス(capital loss)などが含まれている。

寄付金控除の限度額については、法人企業がパブリック・チャリティに対して寄付する場合に、現金、長期保有資産、短期保有資産についても一律課税所得の10%を上限としている。一方、法人企業が民間財団へ寄付する場合には、事業型の民間財団への現金、長期保有資産、短期保有資産の寄付について課税所得の10%を控除の上限としているが、非事業型の民間財団への寄付については、寄付金控除を認めていない。そして、課税年度内で控除されない寄付金については、5年間繰り越すことが認められている。

#### 連邦贈与税及び連邦遺産税における寄付金控除

連邦税制における財産を移転する権利に対して課税される税として、連邦贈与税(federal gift tax)と連邦遺産税(federal estate tax)がある。これらの税は、課税される時期が異なるという点に違いがある。1976年税制改革法以前は内容の異なる税であったが、それ以後は連邦贈与税と連邦遺産税が、統合財産移転税制(unified transfer tax system)として統合された。適用される税率についても、統合財産移転税率(unified transfer tax rate)が用いられ、税額は累積的に計算されるため、生前の贈与であっても死亡時による相続であっても、大きな税額の差は生じないように制度設計されている。

連邦贈与税は、原則として贈与者側が納税義務を負うことになる。税額の計算では、当該年度の贈与金額から必要な控除を行い、課税贈与額(taxable gifts)を計算する。控除項目としては、第1に、年次除外(annual exclusion)として、受贈者1人当たり13,000ドルまで課税贈与額から除外できる。第2に、配偶者控除(marital deduction)として、配偶者間の贈与について、無制限



に配偶者控除が認められている。第3に、教育及び医療費に関連した控除として、贈与者が受贈者に代わって大学などの教育機関に支払った教育費や、病院などの医療提供期間に支払った医療費を無制限に控除することができる。そして、第4にNPOなどの慈善組織に対する寄付金について、無制限に控除することが認められている。

一方、連邦遺産税は、人の死亡時における財産の移転に対して課税される。遺言執行人(executor)は被相続人の遺産総額が67万5000ドルを超える場合に、その死亡から9ヶ月以内に申告書を提出する義務を負うことになる。<sup>13)</sup> 税額計算の流れとしては、総遺産額(gross estate)から各種控除項目を差し引いて課税遺産額を算出した額に、調整課税贈与額(adjusted taxable gifts)を加えた課税移転額合計(total taxable life and death transfer)に対して、統合財産移転税率表が適用される。その結果算出された統合財産移転税額合計(unified transfer tax on total transfer)から、贈与税額及び各種税額控除を差し引いて、遺産税額が確定する。この納税額の計算プロセスにおける控除項目として、葬儀費用、遺産管理費用、遺産に付された譲渡抵当等の債務額、配偶者控除、そして、NPOへの寄付金が含まれており、寄付された金額を無制限に控除することができる。以下では、これらのアメリカのNPOに対する租税優遇措置の実態について分析する。

#### 4 NPO 税制の実態

##### (1) 連邦個人所得税における寄付金控除の実態

2007年の全納税申告書1億4298万件のうち、項目別控除(itemized deductions)を選択した納税申告書数は、5055万件であり、納税申告書全体の35%を占めている。表一6は、連邦個人所得税における寄付金控除額の内訳を示している。ここでは、寄付金控除を、寄付金、現金を除く寄付金、前年度から繰り越された寄付金に分類している。寄付金控除全体についてみられる特徴として、第1に、調整総所得(AGI)が5万ドル以上の納税者の寄付金控除の申告額は1725億ドルで、寄付金控除額全体のうち89.1%を占めている。第2に、その内訳として、現金による寄付金控除の申告額についても、調整総所得(AGI)が5万ドル以上の所得層が全体の87.8%を占めている。第3に、現金以外の寄付金控除額及び、前年度繰越分の控除額についても同様の傾向がみられる。つまり、それぞれの申告額について調整総所得(AGI)が5万ドル以上の納税者が約9割を占めている。すなわち、連邦個人所得税における寄付金控除全体からみると、NPOの活動を支えているのは項目別控除を選択する納税者で、かつ調整総所得(AGI)が5万ドル以上の所得層だということがわかる。言い換えれば、これらの所得層の現金や、現金以外の寄付などによってNPOの事業活動が支えられていることになる。

現金を除く寄付金控除として申告されるものには、株式や投資信託等(corporate stock, mutual funds, and other investments)、不動産及び地役権等(real estate and easements)、美術収集品(art and collectibles)、食料品(foods)、衣料品(clothing)、電子機器(electronics)、家財道具(household items)、自動車及びその他車両(cars and other vehicles)、知的所有権等(other donations (including intellectual property))がある。表一7によれば、寄付合計の件数で見ると、調整総所得(AGI)5万ドル以上の所得層が全体の86.9%を占めている。その内訳をみると、第1に、

表一6 連邦個人所得税における寄付金控除額の内訳（2007年）

調整総所得（AGI）	合 計				寄 付 金			
	納税申告書数	構成比（%）	申告額(千ドル)	構成比（%）	納税申告書数	構成比（%）	申告額(千ドル)	構成比（%）
合 計	41,119,033	100.0	193,603,968	100.0	38,056,579	100.0	143,826,766	100.0
25,000ドル未満	2,928,052	7.1	4,915,488	2.5	2,663,342	7.0	4,272,977	3.0
25,000ドル以上50,000ドル未満	7,649,093	18.6	16,223,709	8.4	6,881,682	18.1	13,206,203	9.2
50,000ドル以上200,000ドル未満	26,517,487	64.5	82,244,379	42.5	24,579,384	64.6	67,951,114	47.2
200,000ドル以上10,000,000ドル未満	4,006,607	9.7	59,182,339	30.6	3,914,461	10.3	43,349,422	30.1
10,000,000ドル以上	17,795	0.0	31,038,050	16.0	17,712	0.0	15,047,049	10.5

調整総所得（AGI）	寄付金（現金を除く）				寄付金（前年度繰越分）			
	納税申告書数	構成比（%）	申告額(千ドル)	構成比（%）	納税申告書数	構成比（%）	申告額(千ドル)	構成比（%）
合 計	23,854,106	100.0	58,747,438	100.0	538,922	100.0	25,522,568	100.0
25,000ドル未満	1,307,343	5.5	813,305	1.4	166,068	30.8	1,083,685	4.2
25,000ドル以上50,000ドル未満	4,215,228	17.7	2,782,329	4.7	127,955	23.7	699,256	2.7
50,000ドル以上200,000ドル未満	15,997,319	67.1	15,225,128	25.9	202,512	37.6	3,384,496	13.3
200,000ドル以上10,000,000ドル未満	2,325,208	9.7	22,153,685	37.7	41,500	7.7	11,965,848	46.9
10,000,000ドル以上	9,008	0.0	17,772,994	30.3	888	0.2	8,389,283	32.9

（出所） Internal Revenue Service, Statistics of Income Tax Stat-Individual Income Tax Returns Publication 1304 (Complete report) より作成。

衣料品、電子機器、家財道具、自動車などの寄付によって寄付金控除を申告しているのは、調整総所得（AGI）5万ドル以上20万ドル未満の所得層に集中している。第2に、公正市場価格で見ると、寄付合計において95.7%を調整総所得（AGI）5万ドル以上の所得層が占めていて、1000万ドル以上の所得層だけで31.6%を占めている。第3に、株式及び投資信託等による寄付については公正市場価格全体の約5割をこの層が寄付金控除として申告している。とりわけ、高額所得層は保有していた大量の株式や美術品等を寄付することで、その寄付総額を調整総所得（AGI）の上限50%以内で控除することが可能であり、それを越えた部分については、5年間繰越ができるため相当な節税効果があることが想像される。

つまり、アメリカのNPOの活動を支えているのは、項目別控除を選択する納税者で、現金による寄付では調整総所得（AGI）5万ドル以上の所得層である。また、現金以外の寄付については、5万ドル以上20万ドル未満の所得層が衣料品、自動車などを寄付することで寄付金控除の恩恵を受けている。そして、調整総所得（AGI）が1000万ドル以上の高額所得層は、株式や美術品の寄付を通してNPOの活動を支えている構図である。

## （2）連邦法人所得税における寄付金控除の実態

表一8及び表一9は、連邦法人所得税における寄付金控除の実態を表している。その特徴としては、第1に、全額ベースで見た場合に、資産規模が25億ドル未満の法人企業が寄付金控除全体

表一 連邦個人所得税における寄付金控除（現金を除く）の内訳（2007年、形態別）

調整総所得（AGI）	寄付合計				株式、投資信託等			
	寄付件数	構成比（%）	公正市場価格（千ドル）	構成比（%）	寄付件数	構成比（%）	公正市場価格（千ドル）	構成比（%）
申告書合計	18,599,215	100.0	58,663,408.0	100.0	481,858	100.0	27,708,181.5	100.0
50,000ドル未満	2,433,561	13.1	2,493,497.0	4.3	10,762	2.2	104,356.6	0.4
50,000ドル以上200,000ドル未満	12,904,673	69.4	11,244,466.0	19.2	143,077	29.7	894,474.0	3.2
200,000ドル以上2,000,000ドル未満	3,094,914	16.6	15,653,751.8	26.7	251,630	52.2	5,251,941.8	19.0
2,000,000ドル以上10,000,000ドル未満	134,138	0.7	10,746,541.3	18.3	56,438	11.7	5,938,362.4	21.4
10,000,000ドル以上	31,929	0.2	18,525,151.9	31.6	19,951	4.1	15,519,046.8	56.0

  

調整総所得（AGI）	不動産、地役権等				美術収集品			
	寄付件数	構成比（%）	公正市場価格（千ドル）	構成比（%）	寄付件数	構成比（%）	公正市場価格（千ドル）	構成比（%）
申告書合計	20,851	100.0	12,906,891.9	100.0	108,556	100.0	1,259,750.6	100.0
50,000ドル未満	1,534	7.4	218,639.0	1.7	6,426	5.9	70,457.9	5.6
50,000ドル以上200,000ドル未満	6,984	33.5	379,063.4	2.9	70,036	64.5	124,188.3	9.9
200,000ドル以上2,000,000ドル未満	9,800	47.0	6,886,452.5	53.4	28,987	26.7	409,426.6	32.5
2,000,000ドル以上10,000,000ドル未満	1,975	9.5	3,780,719.8	29.3	2,420	2.2	299,546.4	23.8
10,000,000ドル以上	557	2.7	1,642,017.1	12.7	687	0.6	356,131.3	28.3

  

調整総所得（AGI）	食料品				衣料品			
	寄付件数	構成比（%）	公正市場価格（千ドル）	構成比（%）	寄付件数	構成比（%）	公正市場価格（千ドル）	構成比（%）
申告書合計	387,160	100.0	101,464.3	100.0	11,211,465	100.0	7,758,898.4	100.0
50,000ドル未満	71,103	18.4	8,795.2	8.7	1,475,712	13.2	1,165,732.3	15.0
50,000ドル以上200,000ドル未満	257,730	66.6	52,796.2	52.0	8,026,616	71.6	5,142,518.5	66.3
200,000ドル以上2,000,000ドル未満	56,208	14.5	27,781.1	27.4	1,671,437	14.9	1,341,532.8	17.3
2,000,000ドル以上10,000,000ドル未満	1,751	0.5	6,159.0	6.1	34,269	0.3	100,103.4	1.3
10,000,000ドル以上	368	0.1	5,932.9	5.8	3,431	0.03	9,011.4	0.1

  

調整総所得（AGI）	電子機器				家財道具			
	寄付件数	構成比（%）	公正市場価格（千ドル）	構成比（%）	寄付件数	構成比（%）	公正市場価格（千ドル）	構成比（%）
申告書合計	580,759	100.0	372,092.0	100.0	4,183,228	100.0	3,921,392.5	100.0
50,000ドル未満	85,823	14.8	57,187.0	15.4	536,140	12.8	481,892.1	12.3
50,000ドル以上200,000ドル未満	392,736	67.6	239,731.7	64.4	2,918,252	69.8	2,801,565.3	71.4
200,000ドル以上2,000,000ドル未満	99,746	17.2	67,796.1	18.2	707,875	16.9	590,909.4	15.1
2,000,000ドル以上10,000,000ドル未満	2,148	0.4	3,482.1	0.9	18,758	0.4	32,780.0	0.8
10,000,000ドル以上	307	0.1	3,895.1	1.0	2,203	0.1	14,245.7	0.4

  

調整総所得（AGI）	自動車等				その他（知的所有権等）			
	寄付件数	構成比（%）	公正市場価格（千ドル）	構成比（%）	寄付件数	構成比（%）	公正市場価格（千ドル）	構成比（%）
申告書合計	343,202	100.0	727,406.2	100.0	1,282,138	100.0	3,907,330.7	100.0
50,000ドル未満	57,655	16.8	121,231.8	16.7	188,407	14.7	265,205.1	6.8
50,000ドル以上200,000ドル未満	247,928	72.2	426,877.1	58.7	841,316	65.6	1,183,251.5	30.3
200,000ドル以上2,000,000ドル未満	36,310	10.6	104,967.4	14.4	232,920	18.2	972,944.2	24.9
2,000,000ドル以上10,000,000ドル未満	1,129	0.3	44,476.2	6.1	15,250	1.2	540,911.9	13.8
10,000,000ドル以上	181	0.1	29,853.7	4.1	4,244	0.3	945,018.0	24.2

（出所） Internal Revenue Service, Statistics of Income Tax Stat-Individual Income Tax Returns Publication 1304（Complete report）より作成。

（備考） 1. その他の寄付には、航空券やマイルなども含まれる。

表一 8 連邦法人所得税における寄付金控除(2007年, 資産規模別)

総資産額	金額(千ドル)	構成比(%)
0ドル	430,100	3.0
1ドル以上50万ドル未満	259,190	1.8
50万ドル以上100万ドル未満	94,857	0.7
100万ドル以上500万ドル未満	285,520	2.0
500万ドル以上1000万ドル未満	126,495	0.9
1000万ドル以上2500万ドル未満	197,596	1.4
2500万ドル以上5000万ドル未満	129,961	0.9
5000万ドル以上1億ドル未満	188,205	1.3
1億ドル以上2億5000万ドル未満	329,680	2.3
2億5000万ドル以上5億ドル未満	351,336	2.5
5億ドル以上25億ドル未満	1,619,135	11.4
25億ドル以上	10,235,534	71.8
合計	14,247,608	100.0

(出所) Internal Revenue Service, Statistics of Income-Corporation Income Tax Returns より作成。

表一 9 連邦法人所得税における寄付金控除(2007年, 産業別)

産業分類	金額(千ドル)	構成比(%)
農業, 林業, 漁業	49,371	0.3
鉱業	179,977	1.3
公益事業	647,999	4.5
建設業	291,560	2.0
製造業	5,444,451	38.2
卸売, 小売業	2,170,230	15.2
運輸業	197,499	1.4
情報関連業	81,978	0.6
金融, 保険業	1,950,549	13.7
不動産, リース業	177,660	1.2
行政サービス, 廃棄物管理業	74,146	0.5
教育サービス業	13,621	0.1
保健, 福祉関連業	143,159	1.0
芸術, エンターテインメント, リクリエーション	36,068	0.3
収容設備, 食料品サービス	225,934	1.6
その他サービス業	49,124	0.3
合計	14,247,608	100.0

(出所) Internal Revenue Service, Statistics of Income-Corporation Income Tax Returns より作成。

の28.2%である。第2に、25億ドル以上の資産規模をもつ法人企業が寄付金控除全体の71.8%を占めており、アメリカの寄付金の多くは一部の大企業によるものである。一方、産業別でみると、第1に、製造業が54億ドルで寄付金控除全体の38.2%を占めている。第2に、卸売及び小売業が21億ドルで全体の15.2%を占めていて、第3に、金融及び保険業が19億ドルで13.7%を占めている。つまり、納税申告書レベルから確認すると、法人企業のなかで寄付金を通してNPOの事業活動を支えているのは、25億ドル以上の資産をもつ大企業であり、製造業、卸売及び小売業、金融及び保険業が中心となっている。

### (3) 連邦贈与税及び連邦遺産税における寄付金控除の実態

表一10は、連邦贈与税における寄付金控除の内訳を表している。連邦贈与税において寄付金控除を申告した納税申告書全体4,831件のうち、課税贈与額（taxable gifts）が2,500ドル未満の納税申告書は2,118件であり、全体の43.8%を占めている。課税贈与額が2,500ドル以上10万ドル未満の納税申告書が32.6%、10万ドル以上が23.6%である。金額ベースでみた場合には、第1に、課税贈与額2,500ドル未満の金額が19億ドルで全体の40.6%を占めている。第2に、課税贈与額2,500ドル以上10万ドル未満は全体の23.7%で、課税贈与額10万ドル以上が35.6%を占めている。すなわち、連邦贈与税においては、課税贈与額が10万ドル未満の割合が全体の76.4%を占め、金額ベースでは64.3%となり、この層が連邦贈与税の寄付金控除を通してNPOの事業活動を支えている。

表一11によれば、連邦遺産税における寄付金控除として、納税申告書ベースでは総遺産額（gross estate）が200万ドル以上1000万ドル未満の層が、申告書全体の79.6%を占めている。一方、金額ベースでみると、総遺産額が200万ドル以上1000万ドル未満の層は、寄付金控除額全体の27.3%を占めるにすぎない。それに対して、総遺産額1000万ドル以上の層が、寄付金控除全体の

表一10 連邦贈与税における寄付金控除（2007年）

課税贈与額	納税申告書数	構成比(%)	金額(ドル)	構成比(%)
2,500ドル未満	2,118	43.8	1,913,779,358	40.6
2,500ドル以上5,000ドル未満	183	3.8	148,835,302	3.2
5,000ドル以上10,000ドル未満	396	8.2	129,320,143	2.7
10,000ドル以上25,000ドル未満	419	8.7	284,519,637	6.0
25,000ドル以上50,000ドル未満	321	6.6	310,837,729	6.6
50,000ドル以上75,000ドル未満	151	3.1	211,590,601	4.5
75,000ドル以上100,000ドル未満	104	2.2	33,250,427	0.7
100,000ドル以上250,000ドル未満	402	8.3	290,994,733	6.2
250,000ドル以上500,000ドル未満	360	7.5	318,429,268	6.8
500,000ドル以上1,000,000ドル未満	258	5.3	838,996,547	17.8
1,000,000ドル以上	119	2.5	229,330,271	4.9
合計	4,831	100.0	4,709,884,015	100.0

(出所) Internal Revenue Service, Statistics of Income より作成。

表一11 連邦遺産税における寄付金控除（2007年）

総遺産額	納税申告書数	構成比(%)	金額(千ドル)	構成比(%)
200万ドル未満	579	7.5	246,314	1.3
200万ドル以上350万ドル未満	3,521	45.9	1,982,948	10.1
350万ドル以上500万ドル未満	1,295	16.9	1,187,054	6.0
500万ドル以上1000万ドル未満	1,294	16.9	2,214,199	11.2
1000万ドル以上2000万ドル未満	550	7.2	1,675,366	8.5
2000万ドル以上	433	5.6	12,396,049	62.9
合計	7,672	100.0	19,701,929	100.0

（出所） Internal Revenue Service, Statistics of Income より作成。

71.4%を占めており、この層が連邦遺産税の寄付金控除を通して、NPOの事業活動を支援することになる。ただし、連邦遺産税の課税対象となるのは、被相続人の総遺産額が67万5000ドルを超える場合であることからすれば、租税統計上にはあらわれない遺産の寄贈を行っている可能性が高いと考えられる。

すなわち、アメリカの連邦税制においては、寄付者に対する租税優遇措置として、連邦個人所得税、連邦法人所得税、連邦贈与税、連邦遺産税において寄付金を控除することが認められている。それらの寄付金控除の申告額のなかで最も金額が大きいのは、連邦個人所得税における1936億ドルであり、連邦遺産税の197億ドル、連邦法人所得税の142億ドル、連邦贈与税の47億ドルの順となっている。また、それぞれの税制において寄付金控除を申告している層は、個人レベルでは高額所得層が中心であり、法人企業では大企業であることがわかる。それらの主体が租税優遇措置を活用しながら、NPOに対して寄付することで、アメリカ的な公共性が支えられているのである。

## 5 アメリカのNPOを支える租税優遇措置の意義

アメリカでは、NPOによって提供される公共サービスが幅広い分野に及んでおり、NPOの存在はアメリカ経済社会にとって必要不可欠な存在となっている。当然ながら、NPOの事業活動に従事する被用者の数も多くなり、支払賃金総額や雇用の面からみてもその重要性を増している。アメリカは連邦政府が成立する以前から、コミュニティに必要とされる道路、学校などの社会資本を、市民自らが整備していた歴史をもっている。それは、アメリカ社会では、政府によって公共サービスが供給されるよりも、むしろ慈善団体や地縁団体などによって公共サービスが供給されることのほうがより自然なことであったことを意味している。この点を、現代社会に置き換えると、政府よりもNPOなどの民間主導で公共サービスを供給するという価値観が、アメリカ社会の根底に存在しているということになる。このような価値観がより象徴的に示されているのが、NPOの事業活動を支援している個人や法人企業を中心とした民間の寄付活動である。そして、それらの寄付活動に対して制度としてインセンティブを与えているのが、寄付者に対する租

税優遇措置なのである。本稿で検討したように、内国歳入法第501条(c)項(3)号団体への租税優遇措置だけではなく、寄付者に対する優遇措置として、パブリック・チャリティや民間財団への寄付金は、個人では連邦個人所得税や連邦贈与税及び連邦遺産税において寄付金控除が認められ、企業による寄付金は法人所得税において損金として控除されることで、税制上の優遇措置が認められている。すなわち、アメリカでは芸術文化、教育、医療サービスなどの公共サービスについて、政府が直接的な財政支出によって供給するよりもNPOによって供給されるケースが多く、それらのNPOの活動が寄付税制によって支えられているのである。

本稿では、連邦レベルでのNPOに対する租税優遇措置を中心に分析した。アメリカでは、連邦レベルだけではなく、各州レベルの税制においても地方財産税を活用するなどして、NPOを支える租税制度が重層的に構築されている。また、各州においてNPOを支える税制の構造も多様である。これらの分析によって、アメリカ的なNPOを支える連邦及び州レベルの重層的な租税システムの全体像が明らかにされるであろう。

#### 注

- 1) Kennard (2008), p. 9.
- 2) サラモン (1999), 17ページ。
- 3) Kennard (2008), pp. 9-10. それぞれの金額は、家計向けにサービスを提供しているNPOの数値である。
- 4) 年間収入が5000ドル以下のNPOや、内国歳入庁 (IRS) に登録する必要のない宗教団体 (教会等) は除外されている。後者の数は、全米で約15万件に達すると推計されている。
- 5) Kennard (2008), p. 140.
- 6) Kennard (2008), p. 134.
- 7) The Center on Philanthropy at Indiana University (2010).
- 8) 税制の構造については、内国歳入法 (Internal Revenue Code), Internal Revenue Service (IRS), Your Federal Income Tax For Individuals Publication 17, Charitable Contributions Publication 526, Corporations Publication 542, Introduction to Estate and Gift Taxes Publication 950などを参照した。
- 9) 例えば、美術館を運営するNPOが館内のギフトショップで複製品を販売して得た収入は、美術館としての本来の教育的な事業目的に合致しているため非課税となる。一方で、記念品の販売などは、特定の場合を除いて非関連事業所得として課税対象となる。
- 10) 渋谷博史 (2005) 『20世紀アメリカ財政史Ⅰ—パクスアメリカナと基軸国の税制—』。
- 11) 調整総所得前控除には、個人事業主に対する事業経費や支払医療保険料などを控除することが内国歳入法において認められている。本稿では、個人所得税において個人の納税者を想定しているため、個人事業主に対する控除項目については検討していない。
- 12) 贈与されるものが現物財産の場合には、公正な市場価格で評価される。
- 13) アメリカの州レベルで課税される相続税 (inheritance tax) は、被相続人の死亡時に財産を受領する権利に対して課税される税であり、本質的に連邦遺産税とは区別されている。

## 参考文献

- 跡田直澄・前川聡子・末村祐子・大野謙一（2002）「非営利セクターと寄付税制」『フィナンシャル・レビュー』第65号，財務省財務総合政策研究所。
- 伊藤公哉（2001）『アメリカの連邦税法（第3版）』中央経済社。
- 岩田陽子（2002）「アメリカのNPO税制」『レファレンス』第54巻9号（通号644），国立国会図書館調査及び立法考査局。
- 木下武徳（2007）『アメリカ福祉の民間化』日本経済評論社。
- 佐々木潤子（2001）「アメリカ連邦個人所得税法における寄付金控除」『税法学』第546号，日本税法学会。
- 渋谷博史（2005）『20世紀アメリカ財政史Ⅰ—バクスマリカーナと基軸国の税制—』東京大学出版会。
- レスター M. サラモン/山内直人訳（1999）『NPO 最前線—岐路に立つアメリカ市民社会—』岩波書店。
- Elizabeth T. Boris and C. Eugene Steuerle, (2006), *Nonprofits and government: collaboration and conflict*, 2<sup>nd</sup> ed, The Urban Institute Press, Washington, D. C.
- Gravelle, Jane G. (2008), "Tax Issues Relating to Charitable Contributions and Organizations," CRS Report of Congress, Congressional Research Service.
- Joint Committee on Taxation (2007), *Estimates of Federal Tax Expenditures for Fiscal Years 2007-2011*, JCS-3-07.
- Kennard, T., Thomas H. Pollak, and Amy Blackwood (2008), *The Nonprofit Almanac 2008*, The Urban Institute Press.
- Sherlock, Molly F., Jane G. Gravelle (2009), "An Overview of the Nonprofit and Charitable Sector," CRS Report of Congress, Congressional Research Service.
- The Center on Philanthropy at Indiana University (2010), "Giving USA 2010: The Annual Report on Philanthropy for the Year 2009," Giving USA Foundation.
- U. S. GAO (Government Accountability Office) (2007), *NONPROFIT SECTOR: Increasing Numbers and Key Role in Delivering Federal Services*, GAO-07-1084T.